

岐阜県公報

第千八百五十六号
平成十九年六月二十六日

(火曜日)

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税務課) 四九一

水防計画の変更

(河川課) 四九一

水防法の規定により知事が水防警報をする河川区域

(同) 四九三

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(選挙管理委員会) 四九四

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 四九四

中津川都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 四九五

告示

岐阜県告示第四百四十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成十九年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社 繁商事	小森 千憲	岐阜市福富天神前七五番地	平成一九・五・三一

岐阜県告示第四百五十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七条第一項の規定により水防計画を変更したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十九年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

用語の変更

通報水位を水防団待機水位（通報水位）に改める。

警戒水位をはん濫注意水位（警戒水位）に改める。

特別警戒水位を避難判断水位（特別警戒水位）に改める。

国土交通大臣が発表する特別警戒水位を国土交通大臣が発表するはん濫警戒（避難判断水位到達）情報に改める。
 知事が発表する特別警戒水位を知事が発表するはん濫警戒（避難判断水位到達）情報に改める。

二 洪水情報周知河川を水位（情報）周知河川に改める。
 洪水予報に関する変更

洪水予報の内容、種類、基準、伝達系統及び発表受報様式を改める。
 国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報発令基準水位として避難判断水位（特別警戒水位）を追加する。

三 国管理区間の重要水防箇所評定基準の変更
 漏水のうち重要度Bの基準を改める。

四 鳥羽川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位観測所及び避難判断水位（特別警戒水位）の変更
 高富観測所を東深瀬観測所とし、避難判断水位（特別警戒水位）を三・四〇mから三・二〇mに改める。

五 避難判断水位（特別警戒水位）の指定の追加

河川名	区 間	水 位 観測所	避難判断水位（メートル）
泥川	垂井町泥川上橋から相川合流点まで	室原新橋	六・七〇
杭瀬川	池田町中川合流点から大垣市柳原橋（市境）まで	市橋	一・九五
	大垣市柳原橋（市境）から同市久瀬川町塩田橋まで	塩田橋	五・六〇
津保川	関市神野（旧武儀町境）から同市肥田瀬富津橋まで	下之保	三・三〇
長良川	郡上市吉田川合流点から亀尾島川合流点まで	稻成	三・六〇
	郡上市亀尾島川合流点から同市美並町下田橋まで	新美並橋	四・六〇
	郡上市美並町下田橋から美濃市板取川合流点まで	上田	六・〇〇

六 避難判断水位到達時の情報伝達経路の設定

種 類	発 表 者	受 報 者
泥川避難判断水位（特別警戒水位）到達 （観測地点 養老町室原字新宮）	大垣土木事務所長	大垣輪中水防事務組合、養老町、垂井町 水防隊本部（河川課）
杭瀬川避難判断水位（特別警戒水位）到達 （観測地点 大垣市静里町川足）	大垣土木事務所長	大垣輪中水防事務組合 水防隊本部（河川課）
杭瀬川避難判断水位（特別警戒水位）到達 （観測地点 池田町市橋）	揖斐土木事務所長	大垣輪中水防事務組合、池田町、神戸町 水防隊本部（河川課）
津保川避難判断水位（特別警戒水位）到達 （観測地点 関市下之保正洞）	美濃土木事務所長	関市 水防隊本部（河川課）
長良川避難判断水位（特別警戒水位）到達 （観測地点 郡上市美並町大原）	美濃土木事務所長	美濃市、郡上市 水防隊本部（河川課）
長良川避難判断水位（特別警戒水位）到達 （観測地点 郡上市美並町三戸）	郡上市土木事務所長	郡上市 水防隊本部（河川課）
長良川避難判断水位（特別警戒水位）到達 （観測地点 郡上市八幡町稻成）	郡上市土木事務所長	郡上市 水防隊本部（河川課）

七 水防警報河川の水位等の変更

鳥羽川の水防団待機水位（通報水位）を一・九〇mとし、はん濫注意水位（警戒水位）を二・八〇mとする。

泥川の水防団待機水位（通報水位）を五・四〇mとし、はん濫注意水位（警戒水位）を六・一〇mとする。

杭瀬川の「池田町中川合流点から大垣市柳原橋（市境）まで」の区域の市橋観測所の水防団待機水位（通報水位）を一・二五mとし、はん濫注意水位（警戒水位）を一・七五mとする。

杭瀬川の「大垣市柳原橋（市境）から同市久瀬川町塩田橋まで」の区域の塩田橋観測所における水防団待機水位（通報水位）を四・三〇mとし、はん濫注意水位（警戒水位）を五・一〇mとする。

津保川の「関市神野（旧武儀町境）から同市肥田瀬富津橋まで」の区域の下之保観測所における水防団待機水位（通報水位）を一・〇〇mとし、はん濫注意水位（警戒水位）を二・一〇mとする。

長良川の「郡上市吉田川合流点から龜尾島川合流点まで」の区域の稻成観測所における水防団待機水位（通報水位）を二・〇〇mとし、はん濫注意水位（警戒水位）を三・〇〇mとする。

長良川の「郡上市龜尾島川合流点から同市美並町下田橋合流点まで」の区域の新美並橋観測所における水防団待機水位（通報水位）を二・六〇mとし、はん濫注意水位（警戒水位）を三・八〇mとする。

長良川の「郡上市美並町下田橋から美濃市板取川合流点まで」の区域の上田観測所における水防団待機水位（通報水位）を三・二〇mとし、はん濫注意水位（警戒水位）を五・二〇mとする。

岐阜県告示第四百五十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により知事が水防警報をする河川区域として指定したものについて、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

水防法の規定により知事が水防警報をする河川区域に関する告示（平成十七年岐阜県告示第六百四十二号）は、廃止する。

平成十九年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

水系	河川	左右岸	区 域	延長（キ口メートル）
神通川	宮川	左岸	高山市千島えん堤から飛騨市古川町殿川合流点まで	二〇・五
		右岸		
高原川		左岸	飛騨市神岡町北陸電力東町発電所浅井田えん堤から同市鹿間橋まで	八・三
		右岸		
木曾川	木曾川	左岸	中津川市山口字賤母の長野県境から山の田川合流点まで	一六・五
		右岸		
長良川		左岸	中津川市坂下字上鐘から山の田川合流点まで	一四・〇
		右岸		
長良川		左岸	郡上市吉田川合流点から龜尾島川合流点まで	四・九
		右岸		
長良川		左岸	郡上市龜尾島川合流点から同市美並町下田橋まで	一三・一
		右岸		
長良川		左岸	郡上市美並町下田橋から美濃市板取川合流点まで	一四・八
		右岸		
長良川		左岸	美濃市板取川合流点から岐阜市日野舟伏まで	一九・八
		右岸		
伊自良川		左岸	山県市大岡橋から岐阜市緑舟橋まで	一一・五
		右岸		
鳥羽川		左岸	山県市十王橋から伊自良川合流点まで	六・二
		右岸		
津保川		左岸	関市神野（旧武儀町境）から同市肥田瀬富津橋まで	一一・五
		右岸		
武儀川		左岸	関市肥田瀬富津橋から長良川合流点まで	一一・二
		右岸		
武儀川		左岸	山県市西武芸橋から長良川合流点まで	一〇・三
		右岸		

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成十九年六月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤久子

庄内川	土岐川	中津川	阿木川	飛驒川	可児川	泥川	杭瀬川	牧田川
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸
右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸
共橋まで	瑞浪市小里川合流点から土岐市肥田町三合流点まで	瑞浪市佐々良木川合流点から同市小里川合流点まで	瑞浪市尾嶋砂防えん堤から木曾川合流点まで	恵那市向島用水えん堤から中部電力奥戸発電所えん堤まで	下呂市萩原町山之口川合流点から同市小川谷合流点まで	可児郡御嵩町津橋川合流点から木曾川合流点まで	垂井町泥川上橋から相川合流点まで	大垣市上石津町一之瀬橋から同市広瀬橋まで
六・五	六・七	四・五	七・〇	一六・五	一八・六	五・二	六・一	二・三

公 示

社団法人市田会老人保健施設(老)	所 在 地
岐阜県岐阜市押越700番地1	

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成十九年六月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日
平成十九年六月六日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社ヤマダ電機
- 三 建物の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド瑞浪店
瑞浪市土岐町字立町六九五八 一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十年二月七日
- 五 店舗面積

三、六〇四平方メートル
六 駐車場の収容台数

一七一台

七 荷さばき施設の面積

三七五平方メートル

中津川都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画下水道 中津川市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び中津川市基盤整備部都市整備課

中津川都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画道路 八・七・一号 赤台苗木線

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び中津川市基盤整備部都市整備課

中津川都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び中津川市基盤整備部都市整備課

中津川都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画再開発等促進区

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び中津川市基盤整備部都市整備課

平成十九年六月二十六日印刷
平成十九年六月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社